【資料 1】

（一社）全国栄養士養成施設協会

栄養士実力認定試験規程

（目的）

第 1 条　栄養士の資質向上並びに資質均一化を図り、その結果を栄養士養成教育に反映させるために栄養士実力認定試験（以下、実力認定試験という。）を、実施する。

（実施回数）

第 2 条　実力認定試験は、毎年 1 回以上実施する。

（試験の内容）

第 3 条　実力認定試験の出題基準、試験科目、問題数、試験時間は以下の通りとする。

一　出題は、本協会が作成した「栄養士実力認定試験ガイドライン」に沿い、栄養士として必要な基礎知識・技術等の修得状況の確認を行う内容とする。

二　出題科目は、14 科目と総合力問題。 出題数は科目名の後の（　）内の数とする。

公衆衛生学	（4）	栄養学総論	（6）
社会福祉概論	（2）	栄養学各論	（6）
解剖生理学	（7）	臨床栄養学概論	（6）
生化学	（8）	栄養指導論	（6）
食品学総論	（5）	公衆栄養学概論	（5）
食品学各論	（8）	調理学	（5）
食品衛生学	（5）	給食管理論	（7）
		総合力問題	（5）

三　出題形式は、五肢択一または四肢択一の方式により 85 問とする。

四　実力認定試験の試験時間は、120 分間とする。

（評価の基準）

第 4 条　試験評価は、以下の三段階とする。

認定Ａ＝栄養士として必要な知識・技能に優れていると認められた者
（得点率 60%以上の者）

認定Ｂ＝栄養士として必要な知識・技能のあと一歩の向上を期待する者
（得点率 60%未満 40%以上の者）

認定Ｃ＝栄養士としての知識・技能が不十分で、更に研鑽を必要とする者
（得点率 40%未満の者）

（出題及び評価の認定）

第 5 条　実力認定試験の出題及び評価の認定は、本協会の実力認定試験実行委員会が行う。

（試験の委託）

第 6 条　実力認定試験は、出願者の属す養成施設または卒業した養成施設に委託して実施する。

2　委託された養成施設は試験実施責任者を定め、実力認定試験を公正に実施する。

（試験の管理）

第 7 条　実力認定試験を適正に実施することを目的に、養成施設に試験実施責任者を置く。

2　試験実施責任者は、養成施設において栄養士・管理栄養士養成課程を担当する専任教員または事務担当責任者の中から選任する。

（受験資格）

第 8 条　受験資格は、栄養士養成施設、管理栄養士養成施設（以下「養成施設」という。）の試験実施年度卒業予定者及び既卒業生とする。

2　4 年制養成施設においては 3 年次の学生も受験することができる。

3　すでに受験し評価認定を受けた者でも、回数に制限なく受験することができる。

ただし、成績優秀者および優良者の副賞授与は一回限りとする。

（出願方法）
第 9 条　実力認定試験の出願先は本協会とし、養成施設ごとに一括して受験者名簿を提出する。
2　養成施設として不参加の場合でも、受験希望者が存在する場合、または卒業生が受験を希望する場合は、本協会にその旨を連絡する。

（受験料）
第 10 条　実力認定試験の受験料は、出願者 1 名につき 4,000 円（税込み 4,400 円）とし、本協会に納入する。ただし、試験の普及を図るため、当分の間、実施に伴う経費として本試験実施施設に対して一定額（受験生一人当たり 1,000 円(税込み 1,100 円)）を交付する。従って、実質的な納付額は、出願者 1 名につき 3,000 円（税込み 3,300 円）とする。

（認定証の交付）
第 11 条　試験結果は、認定証をもって全受験者に通知する。
2　認定証は個人別に発行し、受験した養成施設を通して受験者に交付する。
3　認定証は栄養士免許が取得できない学生には交付しない。
①3 年次受験生の認定証は、栄養士免許を取得するまで当該養成施設で保管し、取得後に交付する。
②栄養士免許を取得できない最終年次受験生の認定証は無効とする。認定証受領後は、当該学生の認定証を本協会まで返却する。

（表彰）
第 12 条　栄養士実力認定試験の結果において以下の条件を満たす者をそれぞれ成績優秀者、成績優良者として表彰する。

種別	得点率	全受験者数中の割合	備考
成績優秀者	90%以上	上位 1%未満	
成績優良者	85%以上	上位 5%未満	除 優秀者

（認定証の再交付）
第 13 条 認定証の受領後、再交付する場合は本協会に申請する。手数料は 2,000 円（税込み 2,200 円）とする。本協会側のミスの場合、手数料は発生しない。
また、認定証の紛失・破損、結婚による姓名の変更等が生じ、再交付を希望する場合も、本協会に申請する。手数料は 2,000 円（税込み 2,200 円）とする。

（既卒者の取り扱い）
第 14 条 第 8 条に記載されている既卒業生の受験は、養成施設が取りまとめることを基本とする。また、既卒業生が本協会に直接申し込んできた場合は、試験受入校を探し、依頼することとする。受入校には、本協会から一人につき 1,000 円（税込み 1,100 円）の手数料を払うこととする。

以上

付則
1．制定　平成 29 年 6 月 22 日
2．改訂　令和元年 6 月 25 日
3．改訂　令和 3 年 7 月 27 日　：第 14 条追記
4．改訂　令和 4 年 7 月 29 日　：第 8 条追記
5．改訂　令和 5 年 6 月 26 日　：第 12 条変更
6．表記修正　令和 5 年 12 月 11 日：第 3 条　栄養学各論：（応用栄養学）　削除
：第 3 条　調理学：（実習を含む）　削除
：第 12 条　表彰：内表記修正（点⇒%）
7．改訂　令和 7 年 6 月 26 日　：第 10 条　受験料：外税方式導入のための修正
：第 13 条　手数料：外税方式のための修正
：第 14 条　手数料：外税方式のための修正